

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について（議案第66号）

職員課

1 改正の理由

国の職員に準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための保健業務手当の特例を定める。

2 内容

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業等に従事した場合は、日額4,000円）の保健業務手当を支給する。

3 施行期日等

公布の日（令和2年1月27日から適用する。）